

茂原市協働のまちづくり推進庁内委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年7月27日

茂原市長 田中豊彦

茂原市訓令甲第10号

茂原市協働のまちづくり推進庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 茂原市まちづくり条例（平成27年茂原市条例第23号）第18条に基づく協働によるまちづくりの推進を目的として、茂原市協働のまちづくり推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協働のまちづくりの推進に関すること。
- (2) 協働のまちづくりに関する施策の調整に関すること。
- (3) その他協働のまちづくりに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

- 2 委員は、茂原市職員のうちから市長が適当と認める者をもって充てる。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が任命されて最初に行われる会議にあつては、生活課長の職にある者がこれを招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協議事項が総括的な事項又は内部事務に係るものであるときは、企画財政部企画政策課、地域のまちづくりに係るものであるときは、市民部生活課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

(最初に任命される委員の任期)

2 この訓令の施行後最初に任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。